

# 東京圏から高松市へ移住された方へ【R4年度版】

東京圏(東京・神奈川・埼玉・千葉)から**高松市**へ移住し、要件を満たすと

## 移住支援金を交付します！！

基本額

世帯 **80万円**、単身 **50万円**

+

18歳未満の世帯員1人につき**30万円**(※1・2)

さらに

新婚世帯(※2)	+5万円
自治会加入又は地域コミュニティ活動	+2万5千円
たかまつ移住応援隊への登録	+2万5千円
居住誘導区域内に居住	+10万円

※1 転入日が令和4年3月31日以前の場合 1世帯5万円

※2 いずれか一方のみ加算

### 移住支援金の対象者

移住支援金の給付を受けるためには、「移住元要件、移住先要件、就業・起業要件」を全て満たしている必要があります。(※要件の詳細は、裏面を御確認ください。)

#### 移住元要件

- ・東京23区内に居住していた者
- ・東京圏に居住し、東京23区内に通勤していた者

#### 移住先要件

- ・高松市へ転入後、3か月以上1年以内である者
- ・移住支援金の申請日から5年以上、高松市に継続して居住する意思がある者

#### 就業・起業要件

【就業】香川県が運営するマッチングサイト「JOBナビかがわ」に掲載された対象企業に就業した者

【起業】プロフェッショナル人材事業、又は先導的マッチング事業を利用して就業した者

【テレワーク】自己の意思で移住し、引き続き業務をテレワークで実施している者

【関係人口】本制度における高松市の「関係人口」に該当する者(転入日が令和4年4月1日以降の者のみ)

#### 申請期間

令和4年4月1日～令和5年2月28日

#### 補助予定件数

18件程度

オンライン移住相談

高松市移住ナビ

高松への移住をご検討されている皆さんや、具体的な移住先をお探しの皆さんが全国どこからでも、自宅にいながら相談できる「高松オンライン移住相談」を定期開催しています！申し込みは移住応援サイト「高松市移住ナビ」まで！



## 補助要件

### 移住元要件

次のア・イの全ての要件を満たしていること

ア 住民票を移す直前の10年間のうち、通算5年以上、東京23区内に在住していたこと、又は、東京23区以外の東京圏（埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県）のうちの、条件不利地域以外の地域に在住し、東京23区内へ通勤をしていたこと。

イ 本市へ転入する直前に、継続して1年以上、東京23区内に住所を有していたこと、又は東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住し、東京23区内への通勤をしていたこと。

ただし、東京23区内への通勤の期間については、住民票を移す直前3か月前までを当該1年の起算点とすることができる。

また、東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住しつつ、東京23区内の大学等へ通学し、東京23区内の企業等へ就職した者については、その通学期間も対象期間とすることができる。

### 移住先要件

次のア・イの全ての要件を満たしていること

ア 補助金交付申請日において、転入後の期間が3か月以上1年以内であること。

イ 補助金交付申請日から起算して5年以上、継続して本市に居住する意思を有していること。

### 就業・起業要件

●就業の一般の場合 次のア～キの全ての要件を満たしていること

●就業の専門人材の場合 次のア、エ、カ～ケの全ての要件を満たしていること

ア 勤務地が東京圏以外の地域又は東京圏内の条件不利地域に所在すること。

イ 就業先が、香川県が移住支援金の支給の対象として「Jobナビかがわ」に掲載している求人又は他の都道府県が移住支援金の支給の対象として就職マッチングサイトに掲載している求人の対象法人であること。

ウ 就業者の3親等内の親族が代表者、取締役等の経営を担う職務を務めている法人への就業でないこと。

エ 勤務時間が週20時間以上である無期雇用契約に基づいて、就業し、補助金の交付の申請の日において当該法人に継続して3か月以上在職していること。

オ 上記求人への応募日が、就職マッチングサイト「Jobナビかがわ」又は、他の都道府県の就職マッチングサイトに移住支援金の対象として掲載された日以降であること。

カ 就業先において、補助金交付申請日から起算して5年以上、継続して勤務する意思を有していること。

キ 転勤、出向、出張又は研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。

ク 香川県プロフェッショナル人材戦略拠点が実施するプロフェッショナル人材事業又は国が実施する先導的人材マッチング事業を利用して就業した者であること。

ケ 目的達成後の解散を前提とした個別プロジェクトへの参加等、離職することが前提でないこと。

●テレワークの場合 次のア・イの全ての要件を満たしていること

ア 所属先企業等からの命令ではなく、自己の意思により移住した場合であって、移住先を生活の本拠とし、移住元での業務を引き続き行うこと。

イ 所属先企業等が、国のデジタル田園都市国家構想推進交付金その他国や県の補助金等を活用した取組を行う場合、その取組の中で当該移住者に所属先企業等からの資金提供されていないこと。

●関係人口の場合 次のア・イのいずれかの要件を満たしていること。（転入日が令和4年4月1日以降の者のみ）

ア 本市が主催する、本市への移住希望者を対象とし、移住実現に向けての情報交換や、移住時の就業・起業の促進を目的とした本人参加型のイベントに参加していること。

イ 本市が設置する、瀬戸・たかまつ移住&キャリアサポートセンターにおいて、個別相談（対面・WEB会議システム・電話の手法に限る。）又は通年開催しているセミナーに本人が参加し、移住相談を行っていること。

●起業の場合 補助金の申請の日までの1年以内に、香川県の起業等スタートアップ支援補助金（地域課題解決型）の交付決定を受けていること。

## お問い合わせ

高松市 市民政策局 政策課 移住・定住促進室

☎ 087-839-2143

✉ seisaku@city.takamatsu.lg.jp



もっと高松（高松市公式HP）  
UJIターン移住支援事業補助金ページ

### <注意事項>

移住支援補助金の交付を受けた方が、次のいずれかに該当した場合は、この補助金を返還する必要があります。（加算額も返還要件があります。）

#### 【全額返還】

- ・虚偽の申請等をしたことが判明した場合
- ・補助金の交付申請日から3年未満に高松市を転出した場合
- ・補助金の交付申請日から1年以内に補助要件を満たす職を辞した場合
- ・起業支援事業に係る交付決定を取り消された場合

#### 【半額返還】

- ・補助金の交付申請の日から3年以上5年以内に高松市を転出した場合